

## 東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業により影響を受ける者)

第3条 条例第2条第6号エの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 太陽光発電設備からの反射光により生活環境に影響を受けると予想される範囲の土地若しくは建築物の所有者、占有者又は管理者
- (2) 事業区域からの一次放流先となる水路又は池沼の管理者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、太陽光発電事業の実施に伴い生活環境、事業活動等に特に影響を受けると市長が認める者

(適用除外)

第4条 条例第3条第3号の規則で定める太陽光発電設備は、次に掲げる太陽光発電設備とする。

- (1) 防犯灯、道路標識等の公共物に設置する太陽光発電設備
- (2) 前号のほか、市長が条例の規定を適用しないことが適当であると認める太陽光発電設備

(禁止区域)

第5条 条例第7条の禁止区域として指定する区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(遵守事項)

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）第4条から第6条までに定める技術基準に適合すること。
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に定める技術基準に適合すること。

- (3) 造成、切土、その他土地の区画形質の変更については、都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める技術基準に適合すること。
- (4) 雨水流出の抑制量の算定については、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則（平成18年規則第74号）第7条に規定する許可の技術的基準を準用すること。ただし、他の方法により計算根拠を明らかにできる場合は、この限りでない。
- (5) 太陽電池モジュールは、低明度、低彩度及び低反射のものとし、反射光の対策を講じること。
- (6) 事業区域における伐採、伐根、造成等は必要最小限とし、景観に配慮すること。
- (7) 事業区域は、公道に2メートル以上接道し、作業用車両等による事業区域への立ち入りに支障がないようにすること。
- (8) 事業区域と隣接する土地との間に、少なくとも2メートルの離隔を設けること。
- (9) 太陽光発電事業に関係のない第三者、野生動物等が太陽光発電設備にみだりに近づくことを防止するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第3号で定める基準に従い、独立基礎を用いた高さ1.1メートル以上の柵又は塀により事業区域を囲い、施錠を行うこと。ただし、営農型太陽光発電の形態による太陽光発電事業を実施する場合は、営農上支障が生じない範囲で設置すること。
- (10) 太陽光発電事業の実施に当り、農薬の使用を控えるなど、事業区域及びその周辺地域の自然環境に配慮すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、太陽光発電事業に係る各種法令、日本産業規格、その他関係するガイドライン等の基準を遵守すること。

2 前項に掲げる基準は、事業区域の面積によらない。

（事業計画）

第7条 条例第10条の事業計画（以下「事業計画」という。）の作成は、事業計画書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 事業者に関する事項

- (2) 太陽光発電事業に関する事項
- (3) 太陽光発電設備に関する事項
- (4) 維持管理計画（事業の廃止に関する事項を含む。）
- (5) 安全対策に関する事項
- (6) 財政計画
- (7) 緊急連絡表
- (8) 関係法令の届出及び認可の状況
- (9) その他市長が必要とする事項

2 事業計画には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の登記全部事項証明書の写し
- (4) 契約書等の土地の使用の権原を有することを証する書類の写し（発電事業者と土地の所有者が異なる場合に限る。）
- (5) 現況平面図及び現況縦横断面図
- (6) 現況写真
- (7) 求積図
- (8) 土地利用計画図
- (9) 雨水排水処理計画図
- (10) 雨水流出抑制計算書
- (11) 造成計画縦横断面図
- (12) 太陽光発電設備及び付帯設備の構造図
- (13) 発電事業者を証明する書類
- (14) 禁止区域の該当の有無を確認した書類
- (15) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定を証明する書類（当該認定を取得しない場合を除く。）
- (16) 事業計画に係る太陽光発電事業の工事等について、関係法令の規定により許認可を受けている場合は、当該許認可を証明することができる書類の

写し

(17) 国又は都道府県より事業計画に係る太陽光発電事業に関する補助金等を受けている場合は、当該補助金等の交付決定書類の写し

(18) その他市長が必要と認める書類

(事前協議)

第8条 条例第11条第1項の規定による事前協議は、事前協議申出書（様式第2号）に事業計画を添付し、市長へ協議を申し出ることにより行うものとする。

2 条例第11条第3項の規則で定めるものは、前条第1項に掲げる事項及び同条第2項に掲げる書類とする。

3 市長は、条例第11条第1項の規定による事前協議が調ったときは、事前協議終了通知書（様式第3号）により、その旨を発電事業者に通知するものとする。

(建設予定標識)

第9条 条例第12条第1項の規則で定める標識の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 条例第12条第3項の規定による届出は、建設予定標識設置届出書（様式第5号）により行うものとする。

(説明会の開催)

第10条 発電事業者は、条例第13条第1項に規定する説明会において、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 事業者に関する事項
- (2) 太陽光発電事業に関すること。
- (3) 安全対策に関すること。
- (4) その他市長が指示する事項

2 条例第13条第4項の事業計画の内容を説明する資料には、前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第13条第5項の規定による資料の提出は、説明会実施予定報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 説明会で使用する資料

- (2) 事業者出席予定者名簿
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

4 条例第13条第8項の規定による報告は、説明会実施報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 説明会で使用した資料
  - (2) 出席者名簿
  - (3) 会議録
  - (4) 実施状況が分かる写真
  - (5) その他市長が特に必要と認めるもの
- （協定）

第11条 条例第15条第3項の協定書の写しの提出は、協定書写し届出書（様式第8号）に協定書の写しを添付して行うものとする。

（設置の届出等）

第12条 条例第16条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置届出書（様式第9号）に、条例第13条第1項の説明会での見解を踏まえた事業計画を添付して行うものとする。

2 条例第16条第3項の規定による規則で定めるものの公表は、第8条第2項の規定を準用する。

（工事の着手）

第13条 条例第17条第2項の規則で定める標識の様式は、様式第10号のとおりとする。

（設置届出の変更）

第14条 条例第18条第1項の規定による協議の申出は、太陽光発電設備設置変更届出書（様式第11号）に変更しようとする内容を反映した事業計画を添付して行うものとする。

（工事の完了及び中止）

第15条 条例第19条第1項及び第20条第1項の規定による届出は、工事完了（中止）届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第19条第3項及び第20条第5項の規定による指示は、変更指示書（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第20条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備撤去報告書（様式第14号）により行うものとする。

（維持管理）

第16条 条例第21条第4項の規定による報告は、維持管理等実施報告書（様式第15号）により行うものとする。

2 条例第21条第5項の規定による報告は、災害等対応実施報告書（様式第16号）により行うものとする。

（事業の廃止）

第17条 条例第22条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（様式第17号）により行うものとする。

2 条例第22条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備撤去報告書（様式第18号）により行うものとする。

3 条例第22条第5項の規定による指示は、第15条第2項の規定を準用する。

（地位の承継）

第18条 条例第23条第1項の規定による届出は、事業承継届出書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第23条第3項で準用する条例第13条第8項の規定による報告は、第10条第3項の規定を準用する。

3 条例第23条第5項の規定による報告は、協定引継報告書（様式第20号）により行うものとする。

（立入調査等）

第19条 条例第26条第2項の身分証明書の様式は、様式第21号のとおりとする。

（指導、助言及び勧告）

第20条 条例第27条第1項の規定による指導又は助言は、指導助言通知書（様式第22号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第23号）により行うものとする。

3 条例第27条第3項の規定による報告は、是正報告書（様式第24号）に

より行うものとする。

(公表)

第21条 条例第28条第1項の規定による公表は、東松山市公告式条例（昭和29年条例第5号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会等)

第22条 条例第28条第2項の規定による意見を述べる機会の付与の通知は、公述機会付与通知書（様式第25号）により行うものとする。

2 事業者は、前項の規定による通知に意見を述べる場合は、弁明書（様式第26号）を市長に提出するものとする。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。